

## 京丹後市入札監視委員会(平成 30 年度第 1 回) 議事概要

開 催 日 時	平成 30 年 7 月 24 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 15 号館 2 階 N205 遠隔講義室 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名 (職業)	委員長 田辺 保雄 (弁護士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (中西総務部長) 2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 3 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出 (五十音順で持ち回り) 4 次回開催日程の調整 5 その他 6 閉会あいさつ (中西総務部長)	
審 議 対 象 期 間	平成 29 年 10 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日	
抽 出 案 件	総件数	8 件 (備考)
一 般 競 争 入 札		3 件
公 募 型 指 名 競 争 入 札		—
通 常 指 名 競 争 入 札		1 件
随 意 契 約		4 件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
委員 会 意 見 の 内 容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、随意契約時の予定価格の妥当性の担保が課題であり、他の自治体との情報交換等により対照できる情報を多くもつなど、金額の妥当性を確認しなければならないという認識を持っていただきたいこと。 主に災害復旧関連工事において、抽選での落札件数が多く、入札の状況になっていないことが見受けられるため、何らかの方法を検討していただきたいこと。	

## 別紙

「2 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 29 年度 久美浜駅舎多目的ホール改修工事・・・一般競争入札

※ 落札率が 98.61%と高い案件。

意見・質問	回答等
○ 工事内容について (1) 建築工事というより設備工事に近い工事内容なのか。	保健所の許可の関係で、四隅を仕切る必要があり、さらに天井も貼って厨房を独立させたという工事です。
○ 応札価格について (1) 応札価格にかなりバラつきがあるが、その要因は何か。	特別に大きく影響している部分は見当たりません。細かく金額を積み上げる中で、高めに見積もっているところと、低めに見積もっているところがあり、最終合計した額として差が開いたものです。
○ 施工業者について (1) 水回りも施工する工事であるが、どの工務店でもできるのか。	今回の工事は規模的にそれほど大きな工事ではなく、建築工事のC等級の業者に向けて発注しています。その場合、電気工事や配管工事は外注に出している状況もあり、下請け外注の関係での金額差も生じていると考えています。
○ 厨房設備の仕様について (1) 厨房設備は設計時に特定メーカーの特定型番で指定しているのか、それとも性能を指定しているのか。	一般的なものを性能で指定しています。
○ 下請業者について (1) 資格要件で市内の業者が落札した時、その下請は市外の業者を選んでも構わないのか。	建設工事に限らず市の発注すべてにおいて、下請けや資材の購入等は極力市内業者を優先するよう努めていますが、義務付けとまでは難しい面もあります。
○ 下請業者について (2) 今回のこの工事の下請は市内業者なのか。	届出が出ている下請業者としては市内業者であり、電気工事等についても市内業者に下請けで外注しています。

意見・質問	回答等
○ 施設の利活用について (1) 工事完成後はどのように設備利用を考えているか。	設備を活用いただくかを公募し、既に決定しています。8月11日からオープンして、コーヒーやデザートなどを提供してもらうことで準備を進めています。
○ 追加工事について (1) 内装等の追加工事はないのか。	追加工事はありません。
○ 施設の所有者について (1) この駅舎は、鉄道会社のものか、市のものか。	駅舎は市の所有です。
○ デザインについて (1) 厨房自体のデザインなどはどのような検討を経て決めたのか。	設計に入るまでに、このような運営をしたいという方の意見を聞かせてもらったり、デザインをしておられる方に来ていただいたりしながら、厨房や椅子のデザインなど、駅のにぎわいに向けた検討をさせていただきました。

2 平成 29 年度 (29 災 3612 号) 市道俵野平田線道路災害復旧工事 … 一般競争入札

※ 工事費が高額で、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選(同価入札によるくじ引き)により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回答等
○ 応札価格について (1) 災害復旧工事は情報公開請求によって積算しやすく、なおかつ最低制限価格での受注を招きやすい要素があるのか。	多くはブロック積という工法を用いての工事であり、容易に積算がしやすいとは思いますが、今回は法面工事ですが、全国的に一般的な工法を用いており、歩掛りについても一般的に公表されており、入手もしやすいため、同じような価格になっていると考えています。
○ 応札価格について (2) 最近、類似した工事があれば情報公開請求で容易に積算できるのはわかるが、類似した工事がなくても最低制限価格は読み解けるものなのか。	歩掛りの根拠が土木工事標準積算基準書にありますが、標準的な工法がその中に記載され容易に積算しやすく載っているため、誰でも容易に積み上げができると思います。

意見・質問	回答等
<p>○ 応札価格について (3)</p> <p>情報公開請求の運用の改善を図ったとしても、一般的な資料と工法の積算で最低制限価格に到達できるのか。</p>	<p>歩掛りは基準書に記載があるため積算が容易ですが、材料代等の単価は情報公開請求などを活用して入手していると思っています。</p>
<p>○ 早期工事の発注について (1)</p> <p>道路災害は市民生活に大きな影響があるため、早期復旧に向けて緊急を要する随意契約の方が合理的ではないか。</p>	<p>今回の道路は山中の幹線道路であり、冬季は除雪せずに通行止めの扱いをして迂回路もあるため、そういう意味では時間はとれました。</p> <p>場合によっては、暫定的な応急復旧ということで当面片側通行ができるように、緊急を要する場合で随意契約により執行する手法もとっています。</p> <p>また、災害復旧事業ですと、国からの補助を受けての事業となり、補助を受けるための現地査定等の手続きを完了して、補助が確定してから発注という形になるため、時間を要してしまう面があります。</p>
<p>○ 早期工事の発注について (意見)</p> <p>特に災害復旧工事に関して、最低制限価格での応札が多数ある中での入札に競争原理が機能していないことと、市民生活に影響する緊急性から、時間とコストをかけて一般競争入札にする意義があるのか、今後の課題として検討いただきたい。</p>	

3 平成 29 年度 三本木跨線橋・引原 1 号橋橋梁補修工事 …… 一般競争入札

※ 工事費が高額で落札率が 93.96%と高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 工事の発注について (1)</p> <p>地理的に離れている別々の橋で一括して発注する目的は何か。</p>	<p>点検によって修繕を行わなければならない橋が 2ヶ所あり、鉄道会社との協議により 2ヶ所ともに同じ資格者の条件で入札をする必要があったためです。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 入札参加業者について (1)</p> <p>入札参加資格を京都府内と兵庫県内に営業所登録があるものに設定しているが、入札参加者が1者であり、もっと範囲を広げてよかったのではないか。</p>	<p>鉄道関係の工事の資格者が必要ということで、鉄道会社ごとに資格を出しておりまして、今回は京都丹後鉄道の路線営業区間の沿線に該当する範囲で設定しています。</p> <p>地方の鉄道会社なので、遠く離れた他府県にその鉄道会社の許可を有している技術者がいることは考えにくいと思います。</p>
<p>○ 入札参加業者について (2)</p> <p>参加資格要件に該当する業者は何者か。</p>	<p>正確にはわかりかねますが、おおむね4者程度です。</p>
<p>○ 入札参加業者について (3)</p> <p>1者しか応札してきていないが、競争の率をあげるための対策として考えられることはないか。</p>	<p>入札参加資格要件から対象となる業者が限られてくるため、可能であれば指名競争入札の方がより確実に相手方に入札情報が伝わりますが、今回の技術者の要件が個人の資格要件であり、勤務する会社も流動的なため、業者を指名することが難しく、鉄道会社へ照会しても細かいところまでは教えてもらえないため、今回は一般競争入札として公告したところ、1者の応札であったということです。</p>

#### 4 久美浜小学校消火ポンプ取替工事 …… 通常指名競争入札

※ 落札率が96.96%と高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 応札価格について (1)</p> <p>応札価格にバラつきがあるが、この辺りはどういう分析をしているか。</p>	<p>1者だけ非常に価格が低いということで、直接業者さんに問い合わせてはいないですが、この工事はポンプユニットの交換ということで、機械代が価格の大半を占めていて、3者から見積りをとった中での設計で低い価格のものを設計額として入札を行った結果ということで、応札した他の5者については大方同じような金額が入っていると思っています。</p>
<p>○ 応札価格について (2)</p> <p>ポンプの実勢価格が見積りより低かったということか。</p>	<p>これだけ最低制限価格以下で応札があったので、そう感じています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 設備の仕様について (1) ポンプは型番または性能で指定したものはあるのか。</p>	<p>性能で指定しています。</p>
<p>○ 設備の仕様について (2) 消火ポンプでどのくらいメーカーがあるのか。</p>	<p>メーカーの数は調査していませんが、こちらの方で見積りをとらせていただいたメーカーは3者あります。</p>
<p>○ 最低制限価格について (意見) 問題ないとは思いますが、見積をされた設計会社に、設備の見積額が妥当なのかの検証をお願いしてほしいという印象がある。これだけ最低制限価格未満で失格になるのは、市税の使い方としてもったいない。最低制限価格未満での応札が多くでた案件については、その原因を分析していただきたい。</p>	

5 平成 29 年度 京丹後市竹野川衛生センター施設整備工事・・・ 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 施設整備計画について (1) この設備を作ったのは何年前か。</p>	<p>平成 11 年から稼働しております。</p>
<p>○ 施設整備計画について (2) 何年くらいの耐用年数があることになっているか。</p>	<p>機械によって異なりますが、15 年という数字は聞いています。</p>
<p>○ 施設整備計画について (3) 今後も、し尿収集は継続されるが、どこかで大掛かりに入れ替えする可能性はあるか。</p>	<p>今のところは水洗化 50%程度で、その計画によって大幅な改修等はあるかもしれませんが、まだ未定です。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>今後も続くとなると、ずっと2号理由で随契となるが、整備だけをする専業者みたいなものはないか。</p>	<p>専業者は聞いていません。各メーカーで独自性のある技術を持っているため、このような施設ではそういう業者が全国的にも請け負っています。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>どこのし尿処理施設でも、いったん設備を組み上げるとそのメーカーがメンテナンスをずっと継続する構造になっているのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>見積金額の妥当性というのはどのように検証するのか。</p>	<p>基本的には提出された見積りでさせていただいていますが、他に2つ同じようなセンターがありますので、同様の実績があれば、そちらも参考にさせていただきながら、妥当性を担保させていただいています。</p>
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>予定価格は誰がどういう情報に基づいて作成しているのか。</p>	<p>市の職員が、業者の見積りを参考にして、作成しています。</p>
<p>○ 予定価格について (3)</p> <p>他の2つのセンターはプラントメーカーは別なのか。</p>	<p>別です。</p>
<p>○ 予定価格について (4)</p> <p>他市や近隣のし尿処理施設を持っておられるところとの情報交換は難しいのか。</p>	<p>こちらからそういう話をさせてもらう時もありますが、なかなかその辺の情報は教えていただけない状況があります。</p>
<p>○ 工事の発注について (1)</p> <p>メンテナンスする部分は誰が決めるのか。</p>	<p>維持管理を別の会社に委託しており、日々の管理の中で修理・交換の必要箇所を見つけると、その部分を次年度予算化して、工事内容を決定していきます。</p>
<p>○ 工事の発注について (2)</p> <p>維持管理は全く別の関係ない会社がしているのか。</p>	<p>そうです。</p>

6 平成 29 年度 京丹後市峰山クリーンセンター整備工事・・・ 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (1)                      予定価格の設定は、業者からの見積書により市職員が確認しているのか。</p>	<p>設計監理に別の予算を確保しており、コンサルに委託していますので、第一段階は業者からの見積書をいただいて、それをコンサルが査定、評価するというプロセスをはさんで、見積書の妥当性を評価しています。</p>
<p>○ 予定価格について (2)                      コンサルが査定する時にはどう                      いう資料を参照しているのか。</p>	<p>他都市の工事事例などを参考にさせていただいています。</p>

7 平成 29 年度峰山・大宮処理区マンホールポンプ改良工事その 1・・・ 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (1)                      マンホールポンプは 2 台で 1 セット                      になっていて、今回 1 台だけ交換                      するから別メーカーのものは持って                      これないということか。</p>	<p>1 台であっても、2 台とも交換する場合でも、制御盤という別の配電盤があり、メーカーが異なるとうまく作動しないということです。</p>
<p>○ 業者選定について (2)                      制御盤は耐用年数どのくらいある                      のか。</p>	<p>10 年から 15 年です。</p>
<p>○ 業者選定について (3)                      これから何回かポンプは交換があ                      るが、いずれも特定のメーカーから                      買うしかないということか。</p>	<p>ポンプについても、1 台更新して引き上げた分はオーバーホールして予備として保管しておこうと思っています。</p>
<p>○ 予定価格について (1)                      予定価格はどのように、誰が設定                      しているのか。</p>	<p>業者から見積りをいただき、その価格に応じて市で設定しています。</p>



意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>業者からの見積りの妥当性を確認する時に、他のポンプの見積りを他から取り寄せることはしているのか。</p>	<p>あちこちのポンプが耐用年数を迎えており、いろいろ取り寄せていく中で、おおよそは推測できますが、あくまでも施工代理店でしか行えないため、参考見積りは代理店のみの1者としています。なお、価格交渉を4回ほど行っています。</p>
<p>○ 予定価格について (3)</p> <p>価格交渉は予定価格を出す段階でしており、交渉の結果でこの予定価格になったということか。</p>	<p>価格交渉を行って最後にいただいた見積りにより設計を組んでいるため、落札率が100%となっています。</p>
<p>○ 予定価格について (4)</p> <p>当市の中でわかる範囲で、見積りの妥当性を見て、交渉しているということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○ 予定価格について (5)</p> <p>当初の見積額から、交渉の結果どれくらい下がっているのか。</p>	<p>当初を含めて4回、段階的に交渉しまして、最終的に約380万円下がっています。</p>
<p>○ 予定価格について (6)</p> <p>台数が減るとか、数量が減るといような明確に金額と連動する根拠があって、値引きされているということか。</p>	<p>例えば、施工場所が近いところをまとめて発注することで出張旅費を省いてもらうなど、合理化を図っていただいています。</p>
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>メーカーの代理店は、この1者しかないのか。</p>	<p>京都府北部ではこの1者のみとなります。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>代理店の所在地の範囲を広げて、メーカーは同じでも他の代理店同士を競争させることはできないのか。</p>	<p>常日頃の維持管理業者が対応できない部分については当該代理店に対応していただいております、当初施工時から管理に至るまで、当該設備を熟知している唯一の業者であり、緊急対応が求められることがあり、業務継続の必要性が極めて高いことから、当該代理店を選定しています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 業者選定について (3)</p> <p>どこのメーカーを選んでもポンプの汎用性はなく、同じようなケースで競争性は確保できないことになるのか。</p>	<p>色々なメーカーのポンプがありますが、更新やオーバーホールについては、そのメーカーのものになります。</p>

#### 8 向町地区管渠布設工事その7 …… 随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>予定価格は誰が設定しているのか。</p>	<p>市の職員が設定、積算を行っております。</p>
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>いわゆる市道の下を通すようなケースと特に変わらない数字ということか。</p>	<p>通常の下水道工事と同じように決められた基準の中で、数量や積算を行っています。</p>
<p>○ 予定価格について (3)</p> <p>最低制限価格くらいまで、金額の交渉をすることは難しいのか。</p>	<p>造成部分で、設計ベースで約150万円くらいは工事の数量から除外して発注していますので、なかなか最低制限価格まで交渉することは難しいと思います。</p>
<p>○ 業者選定について (1)</p> <p>造成、管路埋設、舗装と複数の工事内容をすべてできる業者が他にもあれば、そこを対象に入札できないのか。</p>	<p>この工事は造成工事、側溝工事、舗装工事は民間の事業者負担で行っており、下水の部分だけ市の負担で行っていますので、全部合わせて入札することにはならないです。</p>
<p>○ 業者選定について (2)</p> <p>工事がすべて終わった後に、道路陥没などがあった時、どの工事が悪かったかという瑕疵担保の問題で責任の所在が明確にならなくなることを避けることが目的なのか。</p>	<p>そうです。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 業者選定について (3)</p> <p>民間業者の住宅開発のタイミングに合えば、別の業者でもこの下水道管の工事はできるのか。</p>	<p>現場的に不可能ではないかもしれませんが、瑕疵担保の部分が大きく、責任の所在のところで別業者が入ることは問題があると判断しています。</p>
<p>○ 業者選定について (4)</p> <p>瑕疵担保責任の話は新規造成固有の問題なのか。</p>	<p>例えば、国府道の道路改良に合わせて管を布設する時も大元の請負業者に、同様の理由で随契する場合があります。</p> <p>また、既に供用開始されている道路を掘削する時は、それまでの道路にどのような問題があったかあまり問われないのに対し、造成の場合は今まで使っていなかった田を埋めたとか異なる要因があるため、通常の下水道工事と同じことにはあてはまらないと考えています。</p>
<p>○ 業者選定について (5)</p> <p>下水が通ることによって土地の価値があり、なおかつその工事も造成業者が行うとなると、業者の超過利潤にならないか。</p>	<p>開発区域内、下水道の区域かどうか、いろいろと区域が入っている場合もあり、し尿の汲み取り式にできない事情があるケースもあります。</p> <p>また、水道管との同時施工にすることで、業者負担のために設計段階で控除できる部分があり、予定価格の100%と言いつつも、通常の下水道工事にかかる100%の金額を市は負担していないというイメージになります。</p>
<p>○ 工事の発注について (1)</p> <p>下水は公共のものとして、市が布設しないとイケないのか。</p>	<p>自治体によって異なりますが、京丹後市は市の責任でやるというルールです。</p>
<p>○ 工事の発注について (2)</p> <p>住戸部分への引き込みまで市で施工することになっているのか。</p>	<p>条例で管理者以外が行ってはならないということがありますので、市の責任でやることになっています。</p>

「2 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

内 容
今回はありません。

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。